

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局 組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県文化財保存事務所の出張所の設置及び廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 文化財保存事務所の出張所の設置及び廃止 (1) 奈良県文化財保存事務所當麻寺出張所を設置する。 (2) 奈良県文化財保存事務所長福寺出張所を廃止する。 (第5条別表関係)</p> <p>2 施行期日 平成28年8月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

改 正 案

別表

名称	位置
奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所	奈良市
奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所	奈良市
奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	橿原市
奈良県文化財保存事務所當麻寺出張所	葛城市
奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	斑鳩町

現 行

別表

名称	位置
奈良県文化財保存事務所薬師寺出張所	奈良市
奈良県文化財保存事務所唐招提寺出張所	奈良市
奈良県文化財保存事務所称念寺出張所	橿原市
奈良県文化財保存事務所長福寺出張所	生駒市
奈良県文化財保存事務所法隆寺出張所	斑鳩町

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県文化財保存事務所長福寺出張所の項を次のように改める。

奈良県文化財保存事務所當麻寺出張所	葛城市
-------------------	-----

附 則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

国宝當麻寺西塔建造物保存修理事業の概要について



国宝 當麻寺西塔
北面全景



當麻寺西塔
初層軒先破損状況



當麻寺西塔
基壇破損状況

- ① 名称： 国宝 當麻寺西塔
- ② 所在地： 葛城市當麻
- ③ 所有者： 當麻寺
- ④ 指定年月日： 明治 30. 12. 28
- ⑤ 説明：

時代： 平安時代（平安時代前期）

三間三重塔婆、本瓦葺。當麻寺には古代の東西塔 2 棟が現存する。両塔とも三重塔婆であり、西塔は各重方三間とする（東塔は二・三重を方二間）。組物は三手先で初重にのみ間斗束を立てる。相輪は東塔と同様に宝輪が八輪。心柱覆板に仏像などの彩色画の痕跡がある。創建年代は明らかでないが、東塔よりやや遅れ、奈良時代末から平安時代初期と考えられる。

- ⑥ 破損状況：

屋根は雨漏りが広範囲で発生し、裏甲・瓦座の腐朽が進み、近年軒先瓦の落下が発生した。平成 6 年には三重目屋根の応急修理を行っているが、初重・二重まで破損は広がっている。

基壇西北隅の地盤に沈下が見られ、下方法面に滑りが生じている可能性がある。基壇外装石組は凍害破損が甚だしく、基壇自体の耐力にまで影響を及ぼす可能性がある。

- ⑦ 事業方針： 半解体修理
- ⑧ 総事業費： 398,000 千円/H28 事業費：78,000 千円/H28 県費補助額：3,900 千円